

“Appropriate Evidence” for Evidence-Based Policy Making (EBPM)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-04-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Okuda, Hisashi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00069136

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



エビデンスに基づく政策形成(EBPM)における 「適切なエビデンス」:

ジャスティン・パークハーストの「よいエビデンス」の条件

奥 田 恒

I はじめに

東日本大震災と原子力災害、新型コロナウイルスなど、科学的知見が必要だがそれだけでは応えられない政治的・政策的課題が¹、日々われわれに突きつけられている。対処にあたっては、どのようなリスクをどこまで許容するか、負担と責任を誰にどのように分配するかといった、社会的合意を取るべきさまざまな論点に答える必要がある(犬塚2012: 153-169; 2013; 尾内2010; 2017)。問題解決のための行動は、ときに異なる問題を生み人々の権利を侵害しうるし、当然ながら対策の巧拙も問われる(金井2021; 谷口2021)。本稿は、以上の関心に、政策作成や評価における「よいエビデンス」とはどのようなものかを問うことで接近する。

この問題については、「エビデンスに基づく政策形成(Evidence-Based Policy Making: EBPM)」が²、理論的にも実践的にも注目を集めている。EBPMとは、信頼におけるエビデンスを参照することで、政策効果をより大きく、費用に比して効率的に、あるいは政策作成過程を合理的にする一連の試みと捉えられる。ところが、EBPMおよびそれが重視する「エビデンス」の意味するところは、論者や組織によってさまざまに異なる。それぞれの意味は政策作成に対し異なる含意を持つため、受けとめられ方の違いは、EBPMという試みを不明瞭にし、ときに混乱や反発を招くかもしれない。

本稿の目的は、「EBPM」「エビデンス」の多様な理解と含意を、いっそう明

確かかつ有用なものとして位置づける枠組みとして、「政策のためのよいエビデンス (good evidence for policy)」構想を紹介することである。その際の鍵が、「適切なエビデンス (appropriate evidence)」枠組みである。これらは、ジャスティン・パークハースト (Justin Parkhurst) が『エビデンスの政治学』で示したものである。パークハーストはロンドン・スクール・オブ・エコノミクスの准教授で、健康政策を専門とする (杉谷2020: 82)。渉猟した事例と政治学・政策学的知見を総合して、政治とエビデンスのあるべき関係を展開したのが、『エビデンスの政治学』となる。同書については、すでに杉谷和哉によって、エビデンスの創出・活用を円滑化させるためのガバナンス改革という結論部分が紹介されている (杉谷2020; 2022)。それに対し、本稿の関心は結論の前段、すなわちパークハーストの考える「よいエビデンス」の条件にある。なぜなら、エビデンス概念の多様性を受け入れつつも、優れたエビデンスとそうでないものを峻別する視角を提供すると思われるからである。

本稿の議論は以下のように進められる。次節では、EBPMに影響を与えた「エビデンス」の用法を確認する。狭義のエビデンス理解としての因果関係の推論について述べたあと、それ以外の用法も見ると。第三節では、EBPMにおけるエビデンスの用法を確認・整理する。ここでの「エビデンス」にも多様な理解がある。流通しているさまざまな理解を一概に否定することは適切でなく、かといって、すべてを同列に扱うことも有益でない。第四節では、冒頭の問題意識に立ち返りつつ、エビデンスと政治のかかわる論点に触れる。積極的なエビデンス活用の是非にかかわる観点として、パークハーストの「ふたつの偏向」という整理を参照する。第五節では、以上の議論を踏まえるかたちでエビデンスを捉える枠組みとして、パークハーストの「よいエビデンス」を紹介する。特に、それを構成する「適切なエビデンス」が中心となる。

II エビデンスと因果関係：

狭義エビデンス，広義エビデンス，さらに狭義のエビデンス

本節では、「エビデンス」という用語について、EBPMへの影響を念頭に、比較的標準的な用法を確認する。以下では、EBPMへの影響の大きい経済学

と医療分野での理解・実践を概観する。大まかな分類として「狭義エビデンス」と「広義エビデンス」の二種類を指摘し、それに留まらない用法・留意点があることを述べる。

1. 狭義エビデンスと広義エビデンス

エビデンスという語を理解するための出発点としては、経済学での用法が有益である。経済学では、エビデンスとは「因果関係を示唆する根拠」を指す(中室・津川2017: 48)。ある結果の原因を把握することは簡単ではない。事実やデータの観察やそれらの単純比較だけでは、物事の原因はわからないからである。例えば、「保育園に通わせることは、子どもの発達にどのような影響をもたらすか」という疑問には、保育園に通う子どもとそうでない子どもの発達状況を単純に比較しても、答えられない。なぜなら、仮に違いが認められたとしても、その違いは家庭環境などその他の要因に由来する可能性があるからである(山口2019)。このような疑問に答えるためには、広い意味での実験的手法が必要とされる。例えば、比較対象をランダムに決めて片方にのみ介入を行い、両グループの生涯を追跡する、などである(Ibid)。このようにして得られるのが、因果関係を示唆する根拠としてのエビデンスである。

この意味のエビデンスは因果関係の強さを表し、その強弱は「エビデンス・ピラミッド」で表現される(図1)。重要なのは、図1の1bに位置するランダム化比較試験(Randomized Controlled Trial: RCT)である。例えば、新薬の試験では、被験者をランダムに2グループに分け、一方のグループに新薬を投与し(処置群)、他方には偽薬を投与して比較対象とする(対照群)ことで、新薬の効果を測定する(家子ほか2016: 3)。こうした実験的手法によって高レベルのエビデンスが担保される。より上位の1a「RCTのメタアナリシス」は複数のRCTを分析してさらに高レベルのエビデンスを担保するものである。より下位には準実験的研究(2a)、非実験的研究(2b)、さらに下位に専門家や実務家の意見(4)などが位置づけられる(Ibid)。以上のような、因果関係把握を目的とし因果関係を強弱のかたちで表現するものを、本稿は「狭義エビデンス」と呼ぶ。

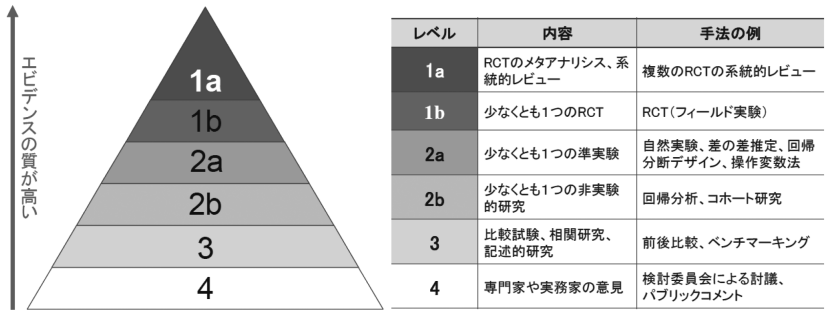


図 1. 各種手法のエビデンス・レベル(家子ほか2016：4)

ただし、政策現場や政策策定の中では、「エビデンス」という語は狭義の意味に留まらない使い方をされる。実際、日本国政府も「政策プロセス全般にかかわるデータ、統計、分析結果など」という広い意味で「エビデンス」を捉えている(小池・落2020：10)。この意味にしたがえば、事実や統計指標をはじめ、政策にかかわる広範な情報が「エビデンス」と見なされる。こうした広義の用法は、因果関係の示唆を強調する立場からは「エビデンス」に含まれないだろうし(山口2019)、その見方にも相応の理由がある。本稿では、因果関係を示唆する「狭義エビデンス」に対し、それに留まらない多様なエビデンスを総称して「広義エビデンス」と呼ぶ。

2. エビデンスに基づく医療(EBM)

EBPMへの影響の大きい実践として、エビデンスに基づく医療(Evidence-Based Medicine: EBM)にも触れておく必要がある。EBMとは、「患者への医療行為の意思決定において、その時点で得られる最善のエビデンス(科学的根拠)を利用しようとする医療のあり方」である(田辺2020：20)。EBMは、特にイギリスにおけるEBPM推進への影響がよく指摘されるほか(小林2020：34；藤田2021：3-4)、日本でも、EBMをモデルにEBPMを改善・洗練させていこうという動きが研究・実践の両面で存在する(近年の特に詳しいものとして、田辺2020；小林2020)。

EBMにおけるエビデンスは、「治療・予防等の医療行為の有効性についての信頼性の高い研究結果」とされる(田辺2020：20)。ここでは、医療行為の

有効性にかかわる因果関係が問題となっている。ただし、因果関係を示唆する研究すべてを含むわけではなく、「実際の患者を被験者として行う「臨床研究」」のみが該当する(Ibid)。そのため、「ある病気の発生原因やメカニズムに関する基礎研究、罹患率や予測院試等を明らかにする疫学研究」や「実験室でマウスを使って行うような基礎研究」は、EBMのエビデンスに含まれない(Ibid: 20; 26)。そのような臨床研究の知見から、なるべく有効な治療・予防等を示唆する研究を同定するため、前述のエビデンス・ピラミッドを参照する。

EBMというエビデンスは、因果関係の示唆にかかわる点では「狭義エビデンス」と共通する。しかし、実験等を経て因果関係への知見を得ただけでは、EBMのエビデンスとは呼べない。EBMは、それらの研究の中でも、さらに臨床的研究の結果のみに限るなど、より狭く限定したエビデンス観を採用するからである(図2)。

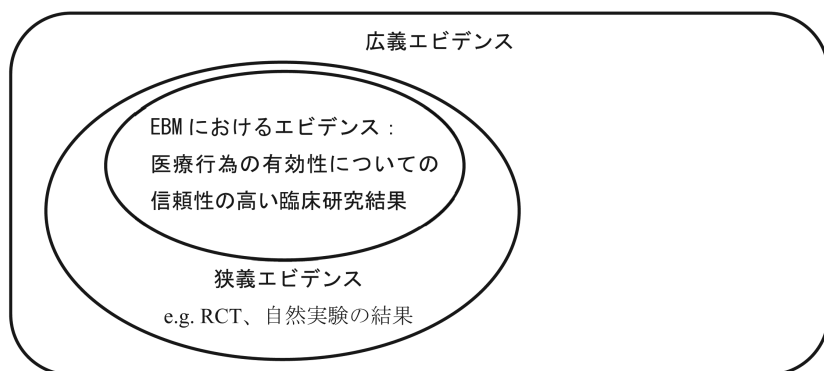


図2. 狭義エビデンスとEBMのエビデンス(筆者作成)

なお、EBMは、エビデンス・ピラミッドを絶対視するものではない。有力なエビデンスによって有効性が示されている治療法であっても、その治療法が目の前の患者に適用可能なのかは、専門的に吟味・判断することが求められる(田辺2020: 21; 辻内2017: 47)。このとき、研究によって示されてきたエビデンスのみならず、「患者の病状・環境」「患者の価値観」、さらには、法律・地域のスタンダード・通院等にかかる時間などの「社会的制約」も考慮

することが求められる。辻内琢也は、臨床判断においては、因果関係にかかわる狭義のエビデンスに加え、「患者・医師の因子」「社会的制約」も考慮すべき因子であると指摘し、後者を「広義のエビデンス」と呼ぶ(辻内2017: 47)¹⁾。これは、部分的にはエビデンスの外的妥当性にかかわる問題だが、患者の価値観やその後の通院の便などそれに留まらない配慮も求めていると見るべきだろう。

このように、EBMは介入の有効性を見る立場から「狭義エビデンス」よりも狭い用法を採用しつつ、同時に、参照すべき知見については視野を広く取った柔軟な判断も求めている。これらはいずれも、政策におけるエビデンス活用を考えるうえで重要な視座であろう。

Ⅲ EBPMにおける「エビデンス」とその整理

本節では、EBPMへと文脈を限定したうえで、エビデンスという語の多様性について確認する。以下では、政策効果を把握するためエビデンスと、政策の現状を把握するためのエビデンスについて、前節の整理も踏まえつつ述べていく。

1. 日本におけるEBPMの定義

まず、日本におけるEBPMの定義を確認しておく。実は、日本国政府がEBPMの定義を公式に示したことはない(稲田2022: 5)²⁾。事実上の政府の定義としてよく参照されるのは、第4回EBPM推進委員会における内閣官房行政改革推進本部の資料である(稲田2022: 5; 小池・落2020: 10; 藤田2022: 2)。それによれば、「証拠に基づく政策立案(EBPM)とは、(1)政策目的を明確化させ、(2)その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何かなど、「政策の基本的な枠組み」を証拠に基づいて明確にするための取組」である(内閣官房行政改革推進本部事務局2018: 1)。

つまり、政府には、エビデンスの収集・利用に先立ち、政策目的を明確に設定し、その実現手段を検討することが求められる。そのうえで、政策手段が効果的・効率的に目的を実現するかを判断するために、エビデンスを用い

る。このように、政策手段の効果・効率性担保と、その観点からの政策目的・手段の精査を促すことが、EBPMが目指すものといえる。

以下、EBPMにおける「エビデンス」について見ていく。頻繁に言及される「政策効果把握のためのエビデンス」「現状把握のためのエビデンス」について意味を整理していく³⁾。

2. 政策効果把握のためのエビデンス：狭義エビデンスとの関係

まず、「政策効果把握のためのエビデンス」である。これは政策効果を把握するための情報である。本稿では、「実施する(した)政策によって、意図した政策効果をどれだけ実現する(した)かを、事実やデータに基づいて分析した知見」と理解する(小池・落2020: 24; 山口2019)。一般に、RCTなどの因果関係を推論するための分析で得られる。

「政策効果把握のためのエビデンス」については、前節で紹介した「狭義エビデンス」と同一なのかという問題がある。たしかに、両者は同一視されることもある(総務省2019)。とはいえ、本稿の目的のひとつは「エビデンス」の意味するところの整理であり、その目的からすると、上記理解はやや単純である⁴⁾。というのは、RCT等で得られる狭義エビデンスは、政策効果とは無関係の知見も多く含むためである。食生活や生活習慣による健康への影響を例にとろう。脂質、糖分、塩分などの多量摂取が特定の病気のリスクを高めることはさまざまな研究で示されているが(津川2018)、それらの研究すべてが政策介入の効果を扱うわけではない。人体の仕組みや食生活そのものに関心を置く研究も多々存在するだろう。「政策効果把握のためのエビデンス」と「狭義エビデンス」の同一視は、このような知見の位置づけを曖昧にしてしまう。よって、本稿は、狭義エビデンスのなかで、政策効果の把握に用いられるものを、「政策効果把握のためのエビデンス」と捉える⁵⁾。

それでは、ある「狭義エビデンス」が「現状把握のためのエビデンス」に該当するかは、どのような枠組みを用いて判断すればよいだろうか。本稿は、それを「ロジックモデル」に求める(表1)。もともと、EBPMにおいて政策効果を把握するためには、「ロジックモデル」という枠組みの上で諸要素を整理することが多い(家子ほか2016: 2; 稲田2022: 6; 佐藤編2021)⁶⁾。ロジック

モデルの役割は、政策の必要性、目的、手段等を整理し、それが「拠って立つ論理を明確化」することにある(小池・落2020: 24)。

以下、表1を参照しつつ、例とともに説明しよう(Ibid)。政策においては、まず予算や人員などの資源を投入する必要がある(A: インプット)。それをもとに政府内でさまざまな活動がなされ(B: アクティビティ)、その活動によって政府活動にもとづく産出物が生じる(C: アウトプット)。その産出物の結果、社会において、政府が意図した(あるいは意図しない)変化がもたらされる(D・E: アウトカム)。

表1. ロジックモデルと少人数学級(小池・落2020: 24)

段階	A: インプット	B: アクティビティ	C: アウトプット	D: 初期アウトカム	E: 最終アウトカム
内容	政策のための投入資源(予算, 人員等)	投入資源による具体的な活動	活動にもとづく産出物(変化)	活動にもとづく成果(結果)	最終的に生じた変化
事例	予算の増額	教師増員, 教室等設備投資	少人数学級の実現	学力の向上	国民生活の向上

上記表1では、少人数学級を例に取っている(Ibid)。予算増額がインプットであり、少人数学級の実現がアウトプットである。しかし、政策の目的は、少人数学級の実現そのものではない。少人数学級で教育を受けた児童・生徒の学力を、それ以前と比べて向上させることが、少人数教育の目的であろう。このような、政策が社会にもたらす成果がアウトカムであり、目的通りのアウトカムをもたらすことが政策の狙いである(山谷1997: 75)。

政策効果把握に焦点を移すと、上記のうち、インプットからアウトプット(A～C)までは観察が比較的容易だが、もっとも把握したいはずのアウトカム(D)への影響は簡単には明らかにならない。なぜなら、仮に児童・生徒の学力が変化したとしても、それが少人数学級に起因するとは限らないからである。少人数学級を任された教員のモチベーションが以前より高まったせいかもしれないし、単なる偶然かもしれない。そこで必要になるのが、RCTをはじめとする因果推論の諸手法である。言い換えれば、政策効果把握のためには、アウトカムを把握する必要がある、そのために因果関係を推論する必要があるのである。このように、本稿は、因果関係を示唆する知見のうち、

政策アウトカムを把握するためにロジックモデルで表現され(う)るものを、「政策効果把握のためのエビデンス」と捉える。

以上、「政策効果把握のためのエビデンス」を、因果関係把握の手法を基本としながらも、さらに狭く政策介入のアウトカム把握のものとして特徴づけた。こうした理解は、EBMにおけるエビデンスが、医療行為の有効性にかかわる因果関係把握という限定を行っていたのと相似しているかもしれない。このように、本稿は多くの先行研究・事例と同じく因果推論を基本としてエビデンスを捉える。

しかし、EBPMの定義に照らせば、因果関係の把握は、政策目的の設定、行政手段の選択を行ったうえで、はじめて要請されるものである。そうであれば、政策効果把握のためのエビデンスは、EBPM全体の中では、(中核的ではあっても)限定された役割のみを担うものである。EBPMという営みは、目的設定や手段の探索、さらに、因果関係把握に先立つデータ・情報の収集によっても構成される。そこで、それらを支える情報とその活用を射程に入れるため、より広義のエビデンス理解について整理を行う。

3. 現状把握のためのエビデンス：多様な意味と目的

「現状把握のためのエビデンス」について説明する。データや統計指標、将来予測など、問題や政策の現状を把握し、政策目的設定などに利用される知識とされる(小池・落2020: 24; 佐藤2022: 7)。以下、「広義エビデンス」との関係を手がかりに、「現状把握のためのエビデンス」の内容を探っていく。網羅的な整理はもとより不可能だが、内容面・役割面の多様性となんらかの整理の必要性を示したい。

「現状把握」を狭く捉えると、自分の社会をデータや統計でなるべく客観的に理解する活動、となろう。そうしたデータや統計指標は、疑いなく「現状把握のためのエビデンス」である。日本人の健康と塩分摂取量の関係を例に取ろう。日本人は塩分摂取量が多い傾向があり、健康を考えるうえでの懸念事項とされる(津川2018: 124)。2013年の研究では、日本人の1日あたり塩分摂取量は12.4gだったという(Ibid)。こうした調査結果が、「現状把握のためのエビデンス」のひとつの典型といえる。その社会の政策状況を把握する

ための、因果関係以外の情報である。

このような情報を把握することの利点は多く考えられる。測定したい現状や目標を数値化・観察容易なかたちに置き換えるだけでも、勘・経験・思い込みによる政策形成(小倉2020)から脱却する第一歩となるかもしれない。加えて、政策効果把握に引きつければ、ロジックモデルの上で情報を整理し、政策アウトカムを捉える準備と見ることもできる。ロジックモデルの各段階——インプット、アクティビティ、アウトプット、アウトカム——に、それに該当する事実やデータを当てはめ、数字や変化を捉えやすくする、ということである(家子ほか2016: 2)。これが、現状把握のためのエビデンスについて、最初に想定される用法・利点である。

とはいえ、情報の種類をとっても期待される役割をとっても、「現状把握」にはより多くが求められる。二点に分けて説明する。

第一に、情報の種類に注意が必要である。まず、ここには「狭義エビデンス」であっても含まれる可能性がある。先に確認したように、「政策効果把握のためのエビデンス」は、あくまで政策のアウトカムを測定するものである。つまり、実験的研究の成果のうち、政策効果以外にかかわるさまざまな知見を除外している。しかし、そうした知見は、われわれの社会や身体、地球環境などの「現状」を、高い信頼性をもって教えてくれるはずである。塩分と健康の例に即すと、多量の塩分摂取が血圧を上昇させ、心筋梗塞や脳卒中、さらにその他の病気を引き起こすことは、さまざまな研究により示されている(津川 2018: 127-128; 190-191)。この知見は、「狭義エビデンス」であっても「現状把握のためのエビデンス」として捉えるべきであろう。「狭義エビデンス」以外の広義エビデンス」と「現状把握のためのエビデンス」を同一視する単純な見方は、こうした知見を位置づける上でも問題である。

さらにいえば、「現状把握」は、実験的手法に限らない科学的手法によっても充実させることができる。加納寛之らは、環境科学について、それが実験的手法になじみづらいことを指摘したうえで、それでも「毒性機序の生理学的知見、気候モデルを使ったシミュレーションの結果、地表気温、対流圏気温、成層圏オゾン等の観測データ、放射性物質の環境中動態測定、生物毒性試験、蜜や花粉への農薬残留濃度データからのモンテカルロシミュレーションによ

る曝露濃度推定の結果」といった「施策を推進もしくは抑制する根拠となる科学的知見」を提供できると指摘する(加納ほか2020: 78)⁷⁾。それらのエビデンスの質は、仮に実験を経ていなくとも、「相互関係の頑健さや整合性の観点」からの総合的評価によって高く評価されうる(Ibid: 78-79)。これらのように、「現状把握のためのエビデンス」のなかには、科学的営みに裏づけられた、ひととき信頼性の高いものが含まれる。それらを適切に位置づける枠組みは一定の意義を有するだろう。

第二に、エビデンスの役割の多様性を取り上げよう。現状把握とは、自分の社会を、数値を用いて客観的に認識することのみを指すわけではない。むしろ、「現状把握のためのエビデンス」は、「政策目的の明確化」やエビデンス創出にかかわる「問いの設定」のためにも必要である(小池・落2020: 24; 小林2020: 42; 加納ほか2020: 78)。

そうであれば、「現状把握のエビデンス」には、自分の社会に限らない広い情報が含まれる。例えば、医学・自然科学における科学的知見や、他国のデータなどである。なぜなら、われわれが自国のデータを見て改善の必要性を感じるとき、大なり小なり、基準となる科学的知見や他の社会の現状と照らして判断していると思われるからである。先と同様に塩分摂取量を例にとろう。津川友介は、先に紹介した医学的知見に加え、他国の塩分摂取量との比較を示し、世界平均・アメリカ合衆国平均のいずれも、日本より20%以上低いと述べる(津川2018: 124)。このとき、世界平均や(一般に健康に悪い食事のイメージを持たれがちな)アメリカの数値と比較されることで、「日本食は健康によい」等の「常識」が疑問に付される(Ibid)。このようにして、われわれは、政策目的や現状がどれほど問題なのか判断する材料を得る。もちろん、先に触れた塩分摂取量と病気にかかわる医学的知見もこの一例である。「現状把握」には現状を批判的に吟味する規範的判断も含まれ、エビデンスはその手がかかりでもある、と言い換えられるかもしれない。

このように、ひとくちに「現状把握」といっても、どのような目的でどのような現状を把握したいのかによって、参照すべき情報は変わってくる。そのような、「エビデンス」の範囲の伸縮を考慮した整理が必要である。

以上を整理したのが図3である。政策効果把握のためのエビデンスを狭義

エビデンスの一部とし、現状把握のためのエビデンスを、情報の種類や目的に応じて伸縮するものと捉えている。現状把握のためのエビデンスには、狭義エビデンスの一部を含むよう図示している。なお、「現状把握のためのエビデンス」を最大限広く理解したとき、「広義エビデンス」の範囲と一致するの否かについては、本稿は判断を保留する。

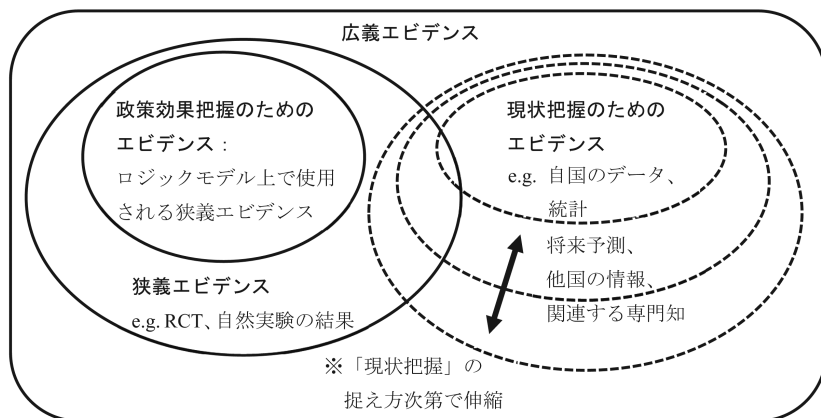


図3. 各「エビデンス」概念の関係(筆者作成)

あらためて確認すると、「広義エビデンス」「現状把握のためのエビデンス」には、カテゴリーの異なるさまざまな情報が含まれ、それぞれ異なる範囲や重要性、実践的含意を持つ。もちろん、「政策効果把握のためのエビデンス」が重要であることも論を俟たない。これらを十全にEBPMの理解・実践に反映させるためには、エビデンスと呼ばれるさまざまな情報の関係や重みづけを捉える必要がある。

EBPMの今後の発展可能性として、林岳彦は、ふたつの方向性を指摘する(林2019: 20)。第一に、政策効果把握のためのエビデンスを充実させることである。第二に、それ以外の広義エビデンスの質を高める測定、整備、管理を充実させ質を高めていくことである(Ibid)。林は両者の二正面作戦が必要と措いたうえで、後者の広義エビデンスの充実がより本質的であると指摘する(Ibid: 21)。本稿のこれまでの作業も、この見通しに適うものといえる。「エビデンス」は広く捉えたいが、「なんでもあり」ではない。「政策効果把握のた

めのエビデンス」はもとより、広義エビデンスにも、信頼性や役割の異なるさまざまなものがあつた。次節以降では、EBPMをめぐる論争状況を踏まえ、以上の関心をより反映できる枠組みを探っていく。

Ⅳ 政治の中のエビデンス：エビデンスの歪み、エビデンスによる歪み

本稿の狙いは、科学的知見と同時に公共的決定が求められる政治的・政策的課題のあり方という関心に、パークハーストの「よいエビデンス」枠組みを通じて接近することであつた。本節では、政治とエビデンスのかかわりとその際生じる問題について、パークハーストの整理を通じて確認する。

1. 政治とエビデンス：ふたつの偏向

パークハースト『エビデンスの政治学』は、エビデンスを扱う際に起こりうる「ふたつの偏向」を指摘する。技術的偏向(technical bias)と争点の偏向(issue bias)である。いずれも、政治的状况の中、エビデンスの不適切な創出や適用にかかわるものである。

科学的不確実性のもとでの政治的・政策的状況として、不確実性を所与とした以下のような争いがなされる。犬塚元は、科学・専門知が不確実な中での意思決定が、「「するべきであるがしなかった」という不作為過誤」と「「するべきではなかったがしてしまった」という作為過誤」に陥るリスクに直面している、と整理する(犬塚2013: 5)。政治的競争において、作為過誤と不作為過誤のいずれが問題視されるかは、各アクターの価値・利害の実現に直結する。そのため、さまざまな局面において、両者のいずれが強調されるべきかを争う〈フレーミングのポリティクス〉が行われるという(Ibid)。

科学・専門知が不確実であるがゆえ、作為過誤と不作為過誤の両方を避けることは難しい(Ibid)。例えば、感染症ワクチンの強制接種をめぐつては、強制しない場合は感染リスクという不作為過誤が、強制する場合はワクチンの副作用という作為過誤の発生可能性が高まる(Ibid)。いずれの方針を選んでも、どちらかの問題が発生することは避けられない。このとき、批判者は決定者の責任を厳しく追及しようとし、決定者は責任追及の回避を試みるた

め、両者の間で＜責任をめぐるポリティクス＞が発生する (Ibid : 5-6)。

こうした＜フレーミングのポリティクス＞＜責任をめぐるポリティクス＞を争う諸アクターは、狭義・広義を含むさまざまなエビデンスを、ときに恣意的に参照しながら各々の主張・決定を正当化しようとする。ふたつの偏向はいずれも、そうした過程で行なわれうる、避けるべきエビデンスの運用方法を説明したものといえる。

「技術的偏向」と「争点の偏向」の説明に移ろう。EBPMをめぐっては、エビデンスのいっそうの利用を主張する擁護者と、エビデンスに依拠することの危険性を指摘する懐疑論者が存在する (Parkhurst 2016 : 42-43)。技術的偏向は、主にエビデンスの擁護者によって懸念される問題である。彼らは、RCTをはじめとするエビデンスは多くの政策分野で有用であり、いっそうの導入を進めるべきと考える。彼らは、利害や権力といった「政治」によって、エビデンスが不適切に用いられることを懸念する (Ibid)。これに対し、争点の偏向は、もっぱらエビデンス活用への懐疑論者によって提起される。この立場によれば、われわれはしばしば、狭義エビデンスの量や強さに過度に関心を向けるあまり、エビデンスによっては対処・考慮しえない「政治」特有の問題を蔑ろにしてしまう (Ibid)。例えば、政策のそもそもの必要性や価値どうしの対立などがそれにあたる。以下、それぞれ詳しく説明する。

2. 技術的偏向

まず技術的偏向である。これは、エビデンスが³、政治的な横槍などの結果、科学的ベストプラクティスの観点から問題のある仕方で行われてしまう問題である (Ibid: 42)。「科学の政治化 (politicisation of science)」の問題、とも言い換えられる (Ibid)。進めたい政策や出したい研究結果が先にあり、それに適合するようにエビデンスを作り出したり、恣意的に選んだり、解釈したり、という現象である。

エビデンス創出段階での技術的偏向は、「政策関連性の高い研究が³、特定の答えを生みだすように構造化されていたり、あるいは、望ましい結果をもたらすように戦略的に操作されたやり方のもとで行われる場合」に起こりがちである (Leir and Parkhurst 2016 : 2 ; Parkhurst 2016 : 45-46)。有名な例とし

て、タバコ産業の補助金を受け取りながら行われるタバコ健康被害についての研究がある。タバコ産業は長年の間、規制を逃れたり遅らせたりすべく、健康被害を低く見積もる研究を支援し一定の成果を上げてきたとされる(片野田2020: 110-111)。なお、同様の偏向は、個々の研究者の業績稼ぎやイデオロギー的立場によっても引き起こされうる(Parkhurst 2016: 46-47)。

技術的偏向はエビデンスの選択段階でも起こりうる。典型例は、さまざまな研究結果がある中で、政府や企業に都合のよいアウトカムを示唆するエビデンスを恣意的に選び出し強調する行為である(Ibid: 47-48)。このような、都合のよいエビデンスの戦略的選択をチェリーピッキングと呼ぶ。

最後に、エビデンスの解釈段階での技術的偏向である。これは、特定の研究結果が本来示唆しないはずの含意を、あたかもその研究が示したかのように主張し、政策推進の材料とすることである。政策の擁護者が、ある二要素に相関関係のみを認める研究結果を指して、要素間には原因と結果の関係が成り立つと強弁して政策の正当化を図る行為などがわかりやすい(Ibid: 49-50)。

技術的偏向に対しては、さらなるRCTやメタ分析の実施など、エビデンス・レベルを上げることによる対処も構想可能かもしれないが、とはいえ通常は、エビデンス創出過程での利益相反チェックなどが要請されるだろう(片野田2020; 林2019: 16-17)。産業によっては、産官学の閉鎖的な政策形成・政策決定がテクノクラティックな体制を確立し、科学的なものを含む疑義を排してきたとの批判もしばしばなされる(犬塚2012: 153)。これも、権力との結びつきがエビデンスを歪める技術的偏向の一例であろう。

3. 争点の偏向

次に争点の偏向である。われわれの社会には価値観の異なる多くの人々が存在し、政策の優先順位や支持理由は多くの場合異なる。こうした相違を調停するにあたり、狭義エビデンスの有無は必ずしも重要ではない。むしろ、価値観の相違など、因果関係の明確化によっては解決しえない場面の方が多いだろう。ところが、ある政策のごく一部の論点について「強いエビデンスが多く得られている」と喧伝されることで、その側面にばかり注目が集まり、

その他の争点が後景に退き検討されなくなってしまうことがある (Parkhurst 2016 : 42-43)。これが争点の偏向であり、「政治の脱政治化 (depoliticisation of politics)」と言い換えることができる (Ibid)。

まず、エビデンス創出段階での争点の偏向から見ていこう。それは、研究すべきテーマや評価されるべきアウトカムは何かを決めるときに起こる。研究結果が出るまでにはカネと時間がかかるため、研究すべき社会問題はおのずと優先順位づけされる (Leir and Parkhurst 2016 : 2-3 ; Parkhurst 2016 : 55)。その結果、民族的マイノリティやホームレスといったスティグマを負わされがちな集団のニーズ研究や、人身売買の犠牲者のような観察困難だが明らかに政策的関心を向けられるべき人々の研究が、後回しにされがちになる (Leir and Parkhurst 2016 : 3)。もし、政策課題設定がエビデンスの利用しやすさだけで決められてしまえば、それらの集団の苦境に対処する政策は作られない。

次にエビデンスの選択に際して発生する争点の偏向である。これは、エビデンスに基づく議論が、かわりのある社会的課題のうち限られたもののみを反映するかたちで行われたとき、発生する (Ibid)。パークハーストらは米国の銃規制を例に出す。政策評価者が、武器を持つ市民に対する犯罪者の振舞いのみに着目してエビデンスを集めると、銃所持の自由化を支持する結果が出るだろう。反対に、銃の利用しやすさが偶発的事故による死者数にどのように影響したかのみを評価すれば、銃規制に傾くだろう (Ibid)。このように、多様な社会的関心のごく一部のエビデンスを選択することで、ほかの争点を、議論・検討なく排除するのがこの偏向である。

最後に、エビデンスの解釈時の争点の偏向について確認する。特定の研究方法論が、研究自体の重要性ゆえでなく、その方法を用いたがゆえに政治的優先性を獲得するのがこの現象である (Parkhurst 2016 : 57-58)。RCTを用いたエビデンスが存在することは、その介入効果の信頼性を高めるものではあっても、計測対象そのものの重要性を示しはしない。それにもかかわらず、RCTがエビデンスを示していることのみを理由に政策介入を主張すれば、エビデンス解釈における争点の偏向が起こっていることになる。一例として、医療政策でいうところの治療と予防の選択が挙げられる。一般に治療の方が

RCTなどの実験を行いやすいが³、場合によっては予防の方が効果や効率面で優れているかもしれない(Ibid: 58)。最後の論点は、エビデンス・レベルだけに着目して、それらの側面を見逃すことへの警鐘である。

争点の偏向は、エビデンス・レベルを上げることによって解決できる類の問題ではない。例えば、東日本大震災後、津波を避けるための集落の高台移転が検討されたが、住居の標高と津波被害の間にどれほどのエビデンスが示されようと、それだけでは、集落移転の強制や税金を用いた移転支援の正当性を示すことはできない(犬塚2012: 152)。政策目的や理想的な社会像は、もとより広く社会で議論されるべき事柄である(尾内2010)。もしエビデンスへの(過度の)期待が⁴、そうした機会を失わせてしまうのであれば、エビデンスについての議論に際して留意されるべきであろう。

4. 政治的社会的問題と「よいエビデンス」

本節の内容をまとめよう。強固なエビデンスだからといって偏向を逃れられるわけではなく、エビデンス・ピラミッド上の強さだけでは、ふたつの偏向のいずれの回避も難しい。こうした論点については、科学と政治の関係を含み、公共的意思決定のあり方の検討が求められるとされることが多い(犬塚2012; 2013; 尾内2010; 2017)。本稿冒頭で示したような、リスク受容に対する社会的合意や負担と責任の分配をめぐる論点はその代表である。

本稿もそうした関心・方向性を共有したうえで、「「エビデンス」のあり方をどう理解し位置づけるか」という問いを通じて貢献を試みるものである。パークハーストの見たところ、ふたつの偏向はいずれも重要である。これは、エビデンス活用の擁護者と批判者の双方が、ともに傾聴すべき見解を提示している、ということでもある。本来、エビデンスを参照するのは、大なり小なり政策を効果的にしたり施策を効率的にしたいからである。「よいエビデンス」の定式化は、そうした本来の使い方を促すものである。以下では、エビデンスを因果関係の強さ以外の観点からも評価するという構想を取り上げ、これまで取り上げた問題への貢献を行いたい。

V 「適切なエビデンス」の構想

多様な「エビデンス」理解を保ちつつも、同時に狭く捉えることで生じる利点を逃さない必要がある。エビデンス活用擁護者の理を認めたとうえで、批判者の懸念をいかにエビデンスの評価枠組みに反映するかが問われている。本節では、パークハーストの「適切なエビデンス」を紹介し、上記課題に一定の貢献をなしうることを示す。

1. よいエビデンスの条件：信頼性と顕著性

以下では、「よいエビデンス」の条件についてのパークハーストの枠組みを見る。彼の枠組みは、エビデンスの強さを無視するものではないが³、同時に、エビデンス・レベルに還元されない「適切性 (appropriateness)」をあわせて提案するものとなっている。

上記課題のため、パークハーストは、デイヴィッド・キャッシュュらによる政策に寄与する科学的知見の三属性を手がかりにする (Parkhurst 2016 : 109 ; cf. Cashほか2003 : 8086)。それが³、信頼性 (credibility)、顕著性 (salience)、正統性 (legitimacy) である。信頼性はエビデンスや議論が科学的見地から見て十全であること、顕著性は意思決定者のニーズとの関連性、正統性は情報・技術がステイクホルダーの多様な価値・信念への尊重に満ちた、偏向のないかたちで、考え方と利害に対して公正な仕方 で生み出されていることを、それぞれ問題とする (Parkhurst 2016 : 109 ; 松下・高橋2017 : 30)⁸⁾。よいエビデンスは、このうちの信頼性と顕著性を備えたとされ、正統性は「エビデンスのよい使用法」という次の段階にかかわる。本稿は、エビデンスのよしあしに焦点を当てるため、前二者に絞って紹介していく。

信頼性と顕著性のうち、前者は科学的手続きによるエビデンスの優劣判断にかかわる。つまり、狭義エビデンスの強弱は、「信頼性」という基準によって、この枠組みに反映される。しかし、これまで確認してきたように、信頼性だけではあるエビデンスを「よい」と評価するには不足である。

そこで、いまひとつの要素が重要になる。キャッシュュらの「顕著性」は、あるエビデンスが示唆する主張が政策との関連性を有するかにかかわる。パークハーストの「適切性」は、顕著性をさらに発展させた提案である。

2. 「適切なエビデンス」の枠組み

あるエビデンスが「適切」か否かは、三つの基準を用いて判定される。三つの基準は、それぞれ異なる学問分野の知見を参考に導き出されている。第一に政策学、第二に社会学、第三に科学哲学である (Parkhurst 2016 : 110-117)。

第一に、政策学の知見である。政策学は、あるエビデンスについて、それが示唆する知見や政策手段が³、政策目的や望ましい成果とどれほど関連するかを問い直す視点を提供する (Ibid : 110)。もともと政策作成は複数の課題・関心にかかわるものであり、目指すべき政策アウトカムが論争的になることも多い。政策学は、そうした状況を所与としたうえで、なによりも最初に政策目的を明確化すべきと示唆する。政策実践においては、こうした明示的な目的設定が行われないことも多く、政策学の指針はいまだに有用である。目的そのものの重要性は、RCTなどによって主張しえない。ここに、政策目的の明確化の必要性和、目的実現に資するエビデンスという両者の関係明確化の必要性がある。これが³、適切なエビデンス同定のための第一の要素である。

第二に、社会学の知見である。知識社会学者・科学社会学者は、社会規範、イデオロギー、そして権力関係がいかに知識創造自体へと構築されうるかを論じてきた (Ibid : 112-113)。科学技術社会論は、何が専門知の構成要素なのか、何が政策関連性のある科学と見なされるのかといった問いを通じて、科学と政策の間の動的な境界をさらに探求してきた (Ibid)。パークハーストは、社会疫学の研究を引きながら、人種のマイノリティに注目して乳児死亡率の調査を行うと白人貧困層が分類から抜け落ちるおそれがあり、逆に貧困を収入だけにもとづき定義すると人種差別の影響が隠れてしまう、といった例を示す (Parkhurst 2016 : 113 ; Krieger 1992 : 412)。これらの研究は、エビデンスが複数の仕方で構築されうることを示すものである。とすれば、われわれは、掲げた目的を踏まえ、データをどのように収集・分類するかを反省し問い直していくことができるだろう。すなわち、社会学の観点は、EBPMの実践において、政策的関心に対して有用なかたちでエビデンスが構築されているか否かを検討する契機をもたらすのである (Parkhurst 2016 : 112-113)。

第三に、科学哲学は、あるエビデンスの一般化可能性の有無やローカルな文脈への適用可能性について示唆をもたらす (Ibid : 114)。RCTのメタ分析を

経ているからといって、そのエビデンスが異なる社会・事例にも適用可能な保証はない。いわゆる外的妥当性の問題である。パークハーストは、HIV感染防止のための金銭移転を例にとり、対照群に比べて感染が減った集団もあればそこまで効き目のなかった集団もあった、と述べる (Ibid)。なぜなら、異なる状況に置かれた人々のカネの使い道は、それぞれ異なるからである。これを受け、彼は「金銭移転は有効か?」と一般的な問いを立ててメタ分析を行うよりも、それぞれの地域でのプロセス評価やリアリスト評価などRCTを補完する研究を行うことを提案する (Ibid)。このように、一般化可能性を追求するだけでなくそれらの研究を、政策過程の追跡やエスノグラフィー的事例研究のような必ずしもエビデンス・レベルの高くない手法によって補完するのが、この第三の観点からの示唆である。

以上の三点——政策的関心への対処可能性、政策的関心に有用な仕方でのエビデンス構築、ローカルな文脈への適用可能性——の三点を満たすことが、「適切なエビデンス」の条件である (図4) (Ibid : 118)。懐疑論者の懸念を受けとめ、エビデンス活用への疑義を減じる試みといえるだろう。

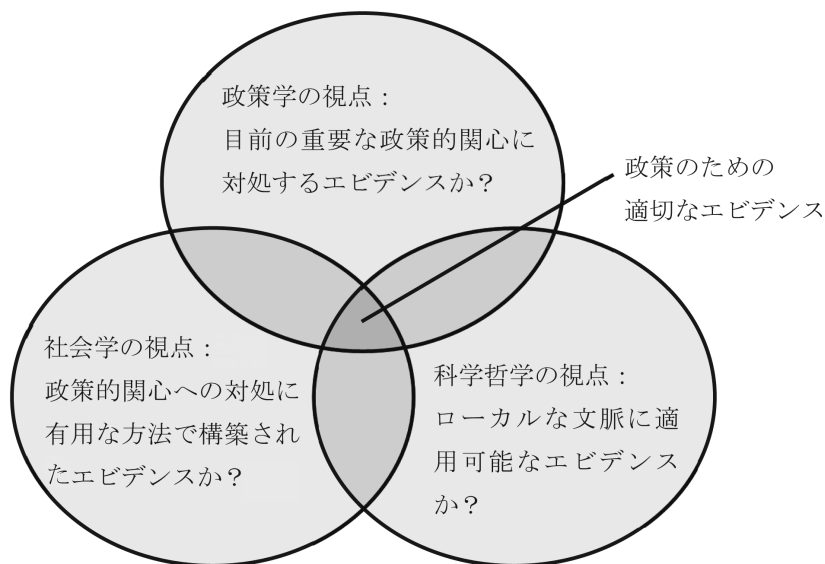


図4. パークハーストの適切なエビデンス (Purkhurst 2016 : 118)

3. エビデンスの適切性と信頼性

ここまで示した適切性の枠組みは、エビデンスの質を表す信頼性とどのように関連するのだろうか。パークハーストは、エビデンスの信頼性について、エビデンス・ピラミッドのみにもとづく優劣にしたがうRCT至上主義も、エビデンスの優劣をつけない相対主義も、いずれも避けるべきとする。

彼の提案は、エビデンスは、方法論的多元主義の要請に従い選ばれるべき、というものである(Ibid: 119)。これは、対処すべき問題の性質に対してもっとも適した方法を選ぶべきという原則と、採用する方法論に応じて異なる質判断の基準を適用すべき、という要請を持つ(Ibid)。先に示した適切性の三つの基準——政策との関連性、エビデンスの構築のされ方、エビデンスの一般化可能性——は、方法が多元的であることを前提に、それぞれ異なる視角からエビデンスの優劣をチェックする役割を持つ。

以上、パークハーストは、適切性の三基準にしたがいチェックを受けたのち、科学的手続きのもとで質が高いとみなされたエビデンスを「よい」と評価する。この、「質の高い適切なエビデンス(appropriate evidence of high quality)」とそれを導く枠組みが、多元性と競争に満ちた政治状況と、同様に多元的な知識体系の中で、多少なりとも確かな手がかりを用いて政策作成に寄与するための「よいエビデンス」の構想である(Ibid)。

この枠組みは、

- ・実験的手法であっても、政策目的との適合性や知見の一般化可能性に反していれば適切性を欠くため「よい」とは見なされない。
- ・エビデンス・レベルが低くとも、政策にかなった創出方法や文脈適合性を備えていれば「適切性」「信頼性」をともに満たす。

といった評価を行う可能性を有し、エビデンス・ピラミッドのみに依拠した判断とは異なる視角を提供する。これらは、例えば利益相反の疑いのあるエビデンスに対しては、その創出過程などを問題にし(片野田2020; 林2019)、適切性の観点から問題ありと評価するだろう。さまざまな非実験的手法の総合的判断にもとづく科学的知見を「適切性」「信頼性」の両面から高く評価す

ることも可能である(加納ほか2020)。政策目的との関連性も含むことで、あるエビデンスがどのような役割を担うものか——現状の客観的理解か、目的の問い直しか、政策効果把握か、など——確認させる働きも期待できる。

社会的合意が必要な政治的決定に際しては、枠組みのどこに照らして問題があるか等の指摘や、「よいエビデンス」の条件を満たす旨の担保などをなす。もちろん、これらは最終判断が公共的になされるべきことを否定するものではなく、そこに判断材料を提供する役割を担うものである。

VI おわりに

以上、EBPMをめぐるさまざまな「エビデンス」理解を整理したのち、「政策効果把握のためのエビデンス」の適切な位置づけ、および「現状把握のためのエビデンス」の内容整理という課題を指摘した。それらを整理することは、われわれが参照するエビデンスに、技術的偏向や争点の偏向といった諸々の歪みへの耐性を身につけさせることでもある。

最後に、「適切なエビデンス」の枠組みを中心に、パークハーストの「よいエビデンス」の提案を見た。それは、政策目的の志向性、目的に応じた科学的知見の創出メカニズム、科学的知見のローカルさや一般化可能性の観点から、エビデンスの「よさ」を精査する枠組みであった。当然ながら、因果関係の推論を蔑ろにしてよいわけではなく、むしろ、適切性の土台のもとで、それに適合的なエビデンスの質評価が目指されるべきである。

本稿は、科学の不確実性やその中で政策作成を行わざるを得ない状況を受け、EBPMにおけるエビデンスの定式化という観点から、そうした課題に応える整理方法・枠組みを探った。それは、政策目的の明確化と、それに基づきエビデンスの質や適用可能性を高めること、といった穏当な結論を確認するものであったかもしれない。とはいえ、適切性という観点やその構成要素は、よいエビデンスやそのよい使用法の検討、あるいは枠組みのいつその洗練や公共的意志決定の側からの問い直しに際し、有益な参照点となるはずである。

謝辞：本稿執筆にあたっては、パークハーストおよび国内外のEBPM実践について、杉谷和哉先生より多くの助言・情報提供を受けました。また、金沢大学地域創造学類での授業、2021年度「地域政策論演習」と2022年度「地域プランニング演習」では、受講者・報告者のみなさんから、論旨・用語選定にかかわるさまざまな議論を行ってもらえました。記してお礼申し上げます。

付記：本稿はJSPS科研費若手研究(21K13226)、金沢大学秀峰プロジェクト、金沢大学法人主導(トップダウン)型研究課題による成果の一部である。

註

- 1) ここでの「狭義のエビデンス」「広義のエビデンス」は、本稿ではなく辻内の用法に従っている。
- 2) 日本の政策過程においては、導入への政治的抵抗を避けるため、EBPMをあえて明確に定義しなかったと指摘されている。その経緯と影響については以下を参照(杉谷 2021；山田 2022)。
- 3) 「政策効果把握」と「現状把握」のいずれを(より)念頭に置くかは、EBPMにかかわる経験的研究においてもバリエーションがある。例えば、大橋編(2020)では、政策効果把握にかかわるエビデンスの充実を支持する論考が多く、それに対し、地域医療の「見える化」を目指す佐無田・平子編(2019)では現状把握にかかわるエビデンスをもっぱら想定している。
- 4) 議論や実践の目的によっては、図2のような二分法的な整理でも問題は生じず、むしろ妥当なことは当然ありうる。例えば、佐藤徹は上記の整理をもとに自治体におけるEBPM先進事例を調査し、ハードルが低く取り組みやすい「データの活用」(現状把握のためのエビデンス)や「ロジックモデルの作成」(政策効果把握のためのエビデンス)を中心とした政策実践の経緯と現状を捉えている(佐藤2022)。
- 5) 文献によっては、政策効果把握のためのエビデンスに、因果推論に留まらない情報を含めることがある。効率性分析や費用便益分析など、因果関係の示唆以外の「政策効果」にかかわる知見を含める用法である(小池・落2020：24-25)。この用法だと、本稿と異なり、「狭義エビデンス」に限定されないさらに広い知見を含むことになる。このような理解は、本稿が因果関係の分析に着目したのに対し、「政策効果把握」という活動を因果推論に限定せずに捉える用法といえるかもしれない。この用法および費用対効果などの分析結果を「エビデンス」に含めることの含意については、稿を改めたい。

- 6) ロジックモデルは従来、本稿の位置づけと異なり、むしろ広義エビデンスを整理するための簡便な枠組みとして使用・言及されることが多い(佐藤編2021; 佐藤2022)。この点は、対照的な問題関心に応えうる点で、ロジックモデルの理論的・実践的可能性を期待させるものといえるかもしれない。
- 7) 加納らによるエビデンスの定義が「ある施策を推進もしくは抑制する根拠となる科学的知見」(加納ほか2020: 78)となっている点には注意が必要かもしれない。本稿が「現状把握のためのエビデンス」に含まれると想定する事実や統計の中には、科学的知見とは言い難いものも含まれるからである。この点を重視すれば、加納らの定義は、実験的手法を相対化するものでありつつ、科学的な裏づけを持つものに「エビデンス」を限定していると捉えた方が適切かもしれない。
- 8) キャッシュらの枠組みに対しては、「顕著性」という呼称にかえて、よりわかりやく政策関連性(relevance)と言い換える後続研究がある(Youngほか2013; 松下・高橋2017)。とはいえ、本稿の主眼はパークハーストの枠組み紹介にあるため、「顕著性」の語をそのまま使用する。

参考文献

- 家子直幸, 小林庸平, 松岡夏子, 西尾真治(2016)「エビデンスで変わる政策形成～イギリスにおける「エビデンスに基づく政策」の同行, ランダム化比較試験による実証, 及び日本への示唆～」三菱UFJリサーチ&コンサルティング.
- 稲田圭祐(2022)「エビデンスに基づく政策立案：我が国におけるEBPM」『和光経済』54巻2・3号, pp. 1-8.
- 犬塚元(2012)「震災後の政治学的・政治理論的課題：「不確実・不均衡なリスク」のなかの意思決定・連帯・共存の技法」稲葉馨・高田敏文編『今を生きる—東日本大震災から明日へ！復興と再生への提言—3法dと経済』東北大学出版会, pp. 151-180.
- , (2013)「大震災後の政治と政治学」2013年度政治思想学会シンポジウム3 報告原稿 <<http://www.law.tohoku.ac.jp/~inuzuka/130526jcspt.pdf>> 2022/11/30アクセス.
- 大橋弘編(2020)『EBPMの経済学：エビデンスを重視した政策立案』東京大学出版会.
- 小倉將信(2020)『EBPMとは何か——令和の新たな政策形成』中央公論事業出版.
- 尾内隆之(2010)「市民が専門知に向き合うとき——科学技術をめぐる熟議」田村哲樹編『語る(政治の発見 第5巻)』風行社, pp. 170-205.
- , (2017)「科学の不定性と市民参加」本堂毅, 平田光司, 尾内隆之, 中島貴子編『科学の不定性と社会——現代の科学リテラシ——』信山社, pp. 169-184.
- 片野田耕太(2020)「受動喫煙の健康影響とその歴史」『保健医療科学』69巻2号, pp. 103-113.
- 金井利之(2021)『コロナ対策禍の国と自治体 —災害行政の迷走と閉塞』筑摩書房.
- 加納寛之, 林岳彦, 岸本充生(2020)「EBPMからEIPMへ—環境政策におけるエビデンスの総合的評価の必要性—」『環境経済・政策研究』, 第13号1巻, pp. 77-81.

- 小池拓自, 落美都里(2020)「第1章 我が国におけるEBPMの取組」『EBPM(証拠に基づく政策形成)の取組と課題』(調査資料2019), pp. 9-35.
- 小林庸平(2020)「日本におけるエビデンスに基づく政策形成(EBPM)の現状と課題—Evidence-Basedが先行する分野から何を学び何を乗り越える必要があるのか—」『日本評価研究』第20巻第2号, pp.33-48.
- 佐藤徹(2022)「わが国の自治体におけるEBPMの展開と動態—黎明期における実態分析を通して」『季刊行政管理研究』第179号, pp. 41-6.
- 佐藤徹編(2021)『エビデンスに基づく自治体政策入門: ロジックモデルの作り方・活かし方』公職研.
- 佐無田光, 平子紘平編(2019)『地域包括ケアとエリアマネジメント: データの見える化を活用した健康まちづくりの可能性』ミネルヴァ書房.
- 杉谷和哉(2020)「「エビデンスに基づく政策」における政策過程論とガバナンス論の検討: ポール・ケアーニーとジャスティン・パークハーストの議論を通じて」『社会システム研究』第23号, pp. 77-92.
- , (2021)「日本における「エビデンスに基づく政策形成」の取組み—「EBPM三本の矢」を中心に—」『社会システム研究』第24号, pp. 87-108.
- , (2022)『政策にエビデンスは必要なのか—EBPMと政治のあいだ—』ミネルヴァ書房.
- 総務省(2019)「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究—報告書総論 ver1.0—」
<https://www.soumu.go.jp/main_content/000617153.pdf> 2022/11/30アクセス.
- 田辺智子(2018)「エビデンスに基づく政策立案—その系譜と本質—」『日本評価学会 第19回全国大会発表資料』.
- , (2020)「エビデンスに基づく政策立案(EBPM)の推進に向けて—医療の経験からの示唆—」『日本評価研究』第20巻第2号, pp.19-31.
- 谷口功一(2021)「「夜の街」の憲法論: 立憲主義の防御のために」『Voice』PHP研究所, 2021年7月号(通号523号), pp. 68-74.
- 津川友介(2018)『世界—シンプルで科学的に証明された究極の食事』東洋経済新報社.
- 辻内琢也(2017)「“メタボ”の誕生—医学的診断の社会性—」本堂毅, 平田光司, 尾内隆之, 中島貴子編『科学の不定性と社会—現代の科学リテラシー』信山社, pp. 30-51.
- 内閣官房行政改革推進本部事務局(2018)「EBPMの推進」<<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/kanjikai/dai5/siryou1.pdf>> 2022/11/30アクセス.
- 中室牧子, 津川友介(2017)『「原因と結果」の経済学』ダイヤモンド社.
- 林岳彦(2019)「EBPM, “E”から見るか? “PM”から見るか?」国立環境研究所集会『研究者/研究所として“EBPM”にどう関わるとよいのか?』発表資料<<https://speakerdeck.com/takehikohiyashi/ebpm-e-karajian-ruka-pm-karajian-ruka>> 2022/11/30アクセス.
- 藤田大輔(2021)「我が国におけるEBPMの普及方策: 評価制度の補完」『佛教大学大学院

- 紀要 社会学研究科篇』第48・49 合併号, pp. 1-15.
- 松下和夫, 高橋康夫 (2017) 「自然資本・生態系サービスを巡る科学と政策のインターフェイス (SPI)」『農村計画学会誌』36巻1号, pp. 29-33.
- 山田治徳 (2022) 「わが国のEBPMについての一考察—検討過程の検証から」『季刊 行政管理研究』第179号, pp. 17-33.
- 山谷清志 (1997) 『政策評価の理論とその展開：政府のアカウンタビリティ』晃洋書房.
- Cash, David W, William C. Clark, Frank Alcock, Nancy M. Dickson, Noelle Eckley, David H. Guston, Jill Jäger, and Ronald B. Mitchell (2003) “Knowledge systems for sustainable development”, *PNAS*, Vol. 100, No. 14, pp. 8086-8091.
- Krieger, Nancy (1992) “The Making of Public Health Data: Paradigms, Politics, and Policy”, *Journal of Public Health Policy*, Vol. 13, No. 4, pp. 412-427.
- Leir, Siobhan, Justin Parkhurst (2016) “Bias in the use of evidence for policy: ‘technical bias’ and ‘issue bias’”, *GRIP Health Brief*, pp. 1-4 <<https://researchonline.lshtm.ac.uk/id/eprint/3202911/1/GRIP-Health-Brief-2.pdf>> 2022/11/30アクセス.
- Parkhurst, Justin (2016) *The Politics of Evidence: From evidence-based policy to the good governance of evidence*, London: Routledge.
- Young, J. C., A. D. Watt, S. van den Hove, and the SPIRAL project team (2013) *Effective interfaces between science, policy and society: the SPIRAL project handbook*. <<http://spiral-project.eu/sites/default/files/The-SPIRAL-handbook-website.pdf>> 2022/11/30アクセス.